



定住住宅リフォーム補助金

リフォーム補助金 Q&A

Q、申請書の申請者はだれでもいいの？

A、申請者はあくまで世帯の生計を維持している世帯責任者となります。領収書の宛名と申請者のお名前的一致も確認いたします。

Q、台所部分だけリフォームをしたのですが、対象となりますか？

A、対象外です。定住のためのリフォームを補助の対象としていますので、居住部分と関わらない箇所は基本的に対象となりません。詳細はお問合せください。

Q、所有者が亡くなっているのですが、確認書は代理で相続予定の者が書いていいですか？

A、基本的には不可です。所有者変更を行っていない場合は、変更後に申請をお願いします。何らかの事情があらわれる場合は事前にご相談ください。



【補助対象】 下記①～⑥の要件をすべて満たし、転入後1年以内に申請できる方が対象です。

- ① 令和5年4月から令和8年3月末までの転入者（1年以内の再転入を除く。）
- ② 薩摩川内市内に本店をおく業者等を利用し、下表の地域内の住宅をリフォームした方
- ③ リフォームした工事代金が30万円以上の方
【アパート等の賃貸の集合住宅は対象外です】
- ④ リフォームした住宅に5年以上定住する方
- ⑤ 自治会に加入した方
- ⑥ 市税等の滞納がない方

※住宅取得補助との二重申請はできません！
 ※リフォーム前後の写真がないと対象工事となりません。
 ※同一世帯に市職員がいる場合、対象外となります。

【補助金額】 補助金額は工事費の50%になりますが、下記のとおり上限があります。

※対象とならない工事もありますので、事前にご相談ください。

地域	補助額(上限額)	子育て加算
里町・上甑町・下甑町・鹿島町	工事費の50% (上限50万円)	50万円
樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町 川内地域のうち次の11地区 平佐東・水引・峰山・滄浪・寄田 八幡・城上・吉川・陽成・湯田・西方	工事費の50% (上限30万円)	50万円

※中学生以下を帯同する世帯に加算

【申請書類】 申請に際しては、下記の書類が必要となります。

書類の名称	左の書類の問合せ先
交付申請書	薩摩川内市役所 (企画政策課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)
補助金計算書	薩摩川内市役所 (企画政策課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)
住民票の写し (本籍記載・世帯全員のもの)	薩摩川内市役所 (市民課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)
リフォームに係る領収書と内訳明細書	建築請負業者(薩摩川内市内に本店をおく業者等)
リフォーム前後それぞれの図面	・申請者本人 ・建築請負業者(薩摩川内市内に本店をおく業者等)
リフォーム箇所のリフォーム前後写真	・申請者本人 ・建築請負業者(薩摩川内市内に本店をおく業者等)
確認書 (所有者と申請者が異なる場合)	薩摩川内市役所 (企画政策課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)
滞納のない証明書	薩摩川内市役所 (税務課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)
戸籍の附票(転入と同時に戸籍の異動をした場合は除籍の附票)	本籍のある市区町村の住民窓口
請求書	薩摩川内市役所 (企画政策課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)

【注意事項】

- 各添付書類は3ヶ月以内の取得日のものをお願いします。
- 住民票の写しとは、コピーという意味ではありません。
- リフォームの領収書と併せて、金額の内訳がわかる明細書をご提出下さい。
- リフォーム前後写真は、リフォーム箇所を同じ角度から撮影した写真をご提出下さい。
- 工事業者へ不明な点を確認させていただく場合がございます。
- 戸籍の附票では、転居の履歴を確認させていただきます。
転入と同時に戸籍も異動した場合、薩摩川内市に転入してから転居履歴しか確認できないため、異動前の本籍地に除籍の附票を取り寄せていただく必要があります。

■お問合せ先 薩摩川内市 未来政策部 企画政策課内 定住支援センター ☎フリーダイヤル0120-420-200(直通)